

核兵器禁止条約に定められた締約国の会合

	締約国会議	再検討会議
開催頻度	2年に1回 (初回は発効後1年以内)	6年に1回 (初回は発効後5年満了後)
議題	条約の運用状況や課題について定期的に協議・決定を行う	条約全体の効果や目的の達成度を検証・評価し、将来の方向性を定める
参加国等	① 締約国 ② 条約の締約国でない国並びに国際連合及びその関連機関の関連する主体，その他関連する国際的な機関，地域的な機関，赤十字国際委員会，国際赤十字・赤新月社連盟並びに関連する非政府機関をオブザーバーとして出席するよう招請する	